

名称及び固有番号不明の火器関係装備品等の取扱いに関する通達

昭和35年 8 月11日
陸幕発武第509号

改正 平成10年 3 月 26 日陸幕武化第172号 平成19年 3 月 28 日陸幕法第61号
平成21年 2 月 3 日陸幕法第10号 平成30年 3 月 14 日陸幕法第104号

陸上総隊司令官
各 方 面 総 監 殿
各 部 隊 長
各 機 関 の 長

陸上幕僚長の命により
総務課長

(例規75)

名称及び固有番号不明の火器関係装備品等の取扱いに関する通達
標記の件、火器関係装備品等（以下「装備品等」という。）のうち、名称及び固有番号を有する装備品等で、脱落又は無刻等によって、それらが不明である場合の取扱いは下記により実施されたい。

なお、この通達の実施に伴い、昭和31年10月 9 日陸幕発武第977号固有番号が無刻印の小銃99式の取扱いに関する通達は適用されないこととなるので申し添える。

記

1 銘板不明の場合

- (1) 銘板の事項が履歴簿及びその他の諸記録（以下「履歴簿等」という。）により判明するときは、補給整備部隊等の長の示すところにより銘板の製作、取付け及び刻印を行なう。
- (2) 銘板の事項が履歴簿等により判明しないときは、補給処において補給処長の示すところにより、銘板の製作、取付け及び刻印を行なう。

2 固有番号不明の場合

- (1) 固有番号が履歴簿等により判明するときは、担当の補給整備部隊等において、それぞれの補給整備部隊の長の示すところにより刻印を行う。
- (2) 固有番号が履歴簿等により判明しないときは、補給処において補給処長の示すところにより番号付与及び刻印を行う。

3 番号の付与

- (1) 新規番号の付与は、各補給処の火器車両部又は武器部の技術課において担当する。

- (2) 番号を付与したときは、その刻印を確認の上、装備品等固有番号付与簿に記録する。
- (3) 装備品等固有番号付与簿は、適宜の様式とする。
- (4) 付与する番号は、各補給処とも品目にかかわらず1001から一連番号とし、頭初に各補給処の頭文字をつける。ただし、昭和31年10月9日陸幕発武第977号により既に番号を付与したものは、その番号に引き続き付与するものとする。
- (5) 頭文字は、北海道補給処「S」、東北補給処「N」、関東補給処「K」、関西補給処「U」及び九州補給処「M」とする。
- (6) 付与する固有番号の例

7.62mm機関銃M1919A 4 …………… S 1001

〃 …………… S 1002

特車砲75ミリ砲架…………… S 1003

4 その他

- (1) 製作する銘板の仕様及び刻印等の大きさ等は同種のものに準ずるものとする。
- (2) 刻印ポンチによる打刻ができない場合は、電気ペンシル又は硫酸腐食等によることができるものとする。
- (3) 新規に番号を付与したときは、必ずその番号及び必要事項を履歴簿の所要欄に記入する。